

指定地域密着型通所介護
あかつきの郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美絆が実施する指定地域密着型通所介護サービス あかつきの郷(以下「本事業」という)は、介護保険法の規定に基づき、要介護状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、社会的孤立感の解消、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営に当たっては、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、利用者の人権を尊重し、関係市町、地域の保健、福祉、医療サービス提供者と連携し、科学的で、適切な連携を図り総合的なサービスの提供を行なう。

2 上記のほか「近江八幡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あかつきの郷(以下「本所」と言う。)
- (2) 所在地 滋賀県近江八幡市東町4 1 4 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本所に次の職員をおき、その職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行なうものとする。なお、通所介護計画の作成に当たって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行なう。

- (3) 介護職員 2名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行なう。

- (4) 看護職員 1名以上

看護職員は、通所介護計画に基づき主として利用者の心身状況の把握及び看護業務を行なう。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、通所介護計画に基づきアクティビティや日常の生活訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、12月29日から1月3日迄を除く。

その他、営業日においても台風、大雪などにより気象庁から警報が発令された場合または施設管理の必要性により、通常のサービス提供が不可能と判断した場合は休業する事がある。

なお、休業日においても管理者が認める場合は営業を行う。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時15分から午後4時20分までとする。

ただし、希望があれば時間延長も行う。

(指定通所介護の利用人員)

第6条 本所の利用定員は、1日18人とする。

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用額)

第7条 本事業の内容は次の通りとし、その利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導

(4) アクティビティ

(5) 健康チェック

(6) 送迎

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち通常の指定通所介護に係る基準額を超える費用。

(2) 昼食代 普通食 710円

きざみ・減塩・糖尿 820円

きざみトロミ・ペースト・透析・腎臓 870円

(3) おむつ代 実費

(4) 前号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行なったうえで、支払いの同意を得なければならない。
- 4 その他、利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議のうえ減額又は免除することが出来る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護の利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対応方法)

第10条 本所に勤務する職員は、本事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供または送迎により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償をすみやかに行う。

(人権への配慮等)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防当についての責任者を定め、年2回以上避難訓練、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第14条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防およびまん延防止のための措置)

第16条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、地域住民及び住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(苦情処理)

第19条 本事業の利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は全ての指定地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介

護支援専門員、介護保険法第 8 条 2 項に規定する法令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上のための研修の機会を設けるものとし、業務体制を検証および整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は職員でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 適切な指定地域密着型通所の提供を確保するため、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定地域密着型通所従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長の承認を得て本所の管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から一部改定のうえ施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改定のうえ施行する。